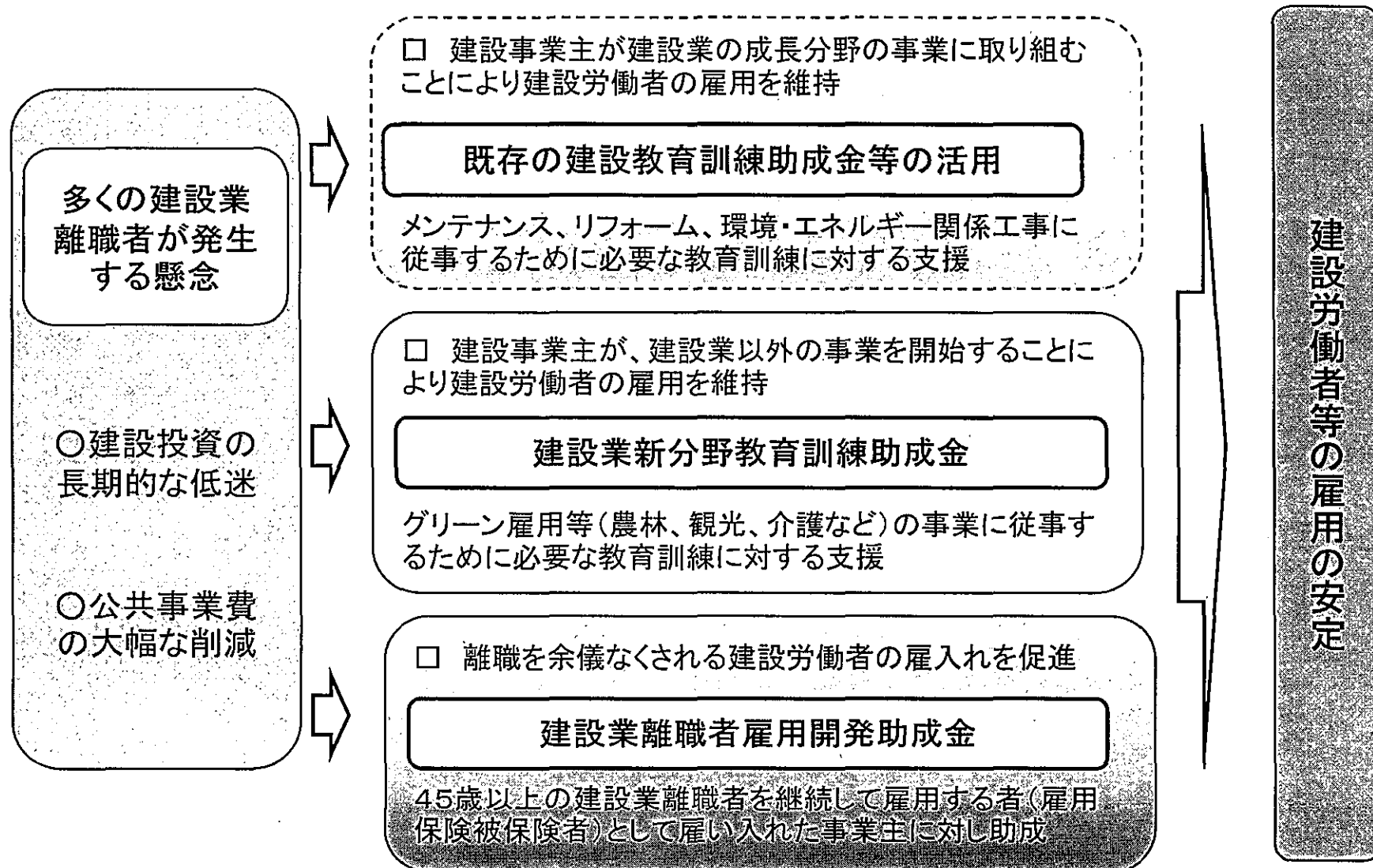


建設労働者緊急雇用確保助成金の概要



明日の安心と成長のための緊急経済対策（抄）

I. 基本的な考え方

【略】

II. 具体的な対策

1. 雇用一緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。

<緊急対応>

- (1) 雇用調整助成金の要件緩和
- (2) 貧困・困窮者支援の強化
- (3) 新卒者支援の強化
- (4) 緊急雇用創造の拡充
- (5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

<成長戦略への布石>

- (1) 雇用・生活保障システムの確立
- (2) 「雇用戦略」の本格的な推進

<緊急対応>

(1) 雇用調整助成金の要件緩和

企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を本年12月から緊急的に実施する。

<具体的な措置>

○雇用調整助成金の「生産量要件」の緩和

- ・ 雇用調整助成金の「生産量要件」について、現行要件に加え、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象とすることとし、本年12月から実施する。

(2) 貧困・困窮者支援の強化

求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活を送れるようにするため、支援策を強化する。

<具体的な措置>

○実効ある貧困・困窮者支援（「第2のセーフティネット」）の確立

(ア) 「ワンストップ・サービス・デイ」の実施支援

- ・ 「ワンストップ・サービス・デイ」の試行実施を踏まえた展開

(イ) ハローワークのワンストップ相談機能の充実

- ・ ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー（仮称）」を配置し、第2のセーフティネットの各種支援制度についてのワンストップサービス（総合相談と実施機関への的確な誘導）を実施

(ウ) 「住まい対策」の拡充

- ・ 「住宅手当」や、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援
- (I) 各支援制度の運用改善
 - ・ 支援を必要とする人が各種の貧困・困窮者支援制度に確実につながるための各支援制度の運用改善
- (オ) 職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討（後述）

○解雇者・多重債務者等への民事法律扶助

- ・ 日本司法支援センターにおける労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施

(3) 新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

<具体的な措置>

○新卒者の就職支援態勢の強化

- (7) 大学等の「就職相談員」の配置促進
 - ・ 大学等における就職相談員（キャリアカウンセラー等）の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進
- (イ) 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員
 - ・ 就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に増員する。
- (ウ) 関係機関の連携強化
 - ・ ハローワークにおける緊急学卒支援窓口の設置による高校との連携強化

○「就活支援キャンペーン」の展開

- (7) 就職説明会の積極的な開催と周知徹底
- (イ) 採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速
 - ・ 「雇用創出企業」のリストを年内に公表
 - ・ インターンシップの拡充、求人企業の開拓等により、中小企業と新卒者のマッチングを図る。
- (ウ) 求人拡大への要請
 - ・ 経済団体、業界団体への求人拡大の要請
 - ・ 労働局と都道府県の連携による求人拡大の要請

○未就職卒業者の就職支援の強化

- (7) 新卒者体験雇用事業の創設
 - ・ 未就職卒業者の体験雇用を受け入れる事業主に対して新卒者体験雇用奨励金(仮称)を支給
- (イ) 「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充
 - ・ 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。
- (ウ) 重点分野での雇用支援
 - ・ 重点分野における雇用の創造（後述）に当たっての未就職卒業者の雇用への配慮

(4) 緊急雇用創造の拡充

成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

<具体的な措置>

○重点分野における雇用の創造

- ・ 介護、医療、農林、環境・エネルギー、情報通信、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出；地域ニーズに応じた人材育成を推進する。

○地域社会雇用創造事業の創設

(7) 社会起業インキュベーション事業

- ・ NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

(4) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業

- ・ 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

○観光立国の実現に向けた施策の推進

- ・ 休暇取得・分散化の促進等による国内旅行促進、観光圏の整備促進、査証審査体制の整備を踏まえた中国個人観光査証（ビザ）の最大限の活用等による外客誘致促進等の効果的な施策展開を加速する。

○その他

・ 建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進

- ・ 建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進
- ・ 海運事業者の計画的な雇用確保支援による若年船員の就職の促進

(5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

<具体的な措置>

○待機児童解消への取組

- ・ 地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。
- ・ 沖縄県においては、独自の事業基金を活用した補助制度の見直しにより認可外保育施設の認可化や質の向上の取組を推進する。

○母子家庭等の在宅就業支援

- ・ 仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員（仮称）」の設置

- ・ 「育休切り」等のトラブル防止のための周知・指導や相談を実施する。

【以下略】